

電気設備工事仕様書

1. 工事概要

1. 工事場所 _____ 市・郡 _____ 町・村 _____ 大字 _____

2. 建物概要

建築物名称	構造	階数	延床面積 (㎡)	消防法令別表第一	備考

3. 工事種目 (印をつけたものを適用する)

建築物及び屋外工事種目					
動力設備	○	○	○	○	○
電灯設備	○	○	○	○	○
雷保護設備	○	○	○	○	○
受変電設備	○	○	○	○	○
電力貯蔵設備	○	○	○	○	○
発電設備	○	○	○	○	○
電話設備	○	○	○	○	○
構内交換設備	○	○	○	○	○
構内情報通信網設備	○	○	○	○	○
防犯・入退室管理設備	○	○	○	○	○
拡声設備(非常放送)	○	○	○	○	○
映像・音響設備	○	○	○	○	○
情報表示設備	○	○	○	○	○
出退表示装置	○	○	○	○	○
時刻表示装置	○	○	○	○	○
誘導支援設備(イヤホン)	○	○	○	○	○
テレビ共同受信設備	○	○	○	○	○
テレビ電波障害防除設備	○	○	○	○	○
監視カメラ設備	○	○	○	○	○
自動火災報知設備	○	○	○	○	○
自動閉鎖設備	○	○	○	○	○
ガス漏れ火災警報設備	○	○	○	○	○
水速開測メータ設備	○	○	○	○	○
中央監視制御設備	○	○	○	○	○
昇降機設備	○	○	○	○	○
構内配電線路	○	○	○	○	○
構内通信線路	○	○	○	○	○

2. 工事仕様

1. 一般仕様

(1) 図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)(平成26年版)」(以下、「標準仕様書」という。)、公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)(平成28年版)」(以下、「改修標準仕様書」という。)及び「公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)(平成26年版)」(以下、「標準図」という。)による。

(2) 機械設備工事及び建築工事を本工事に含む場合、機械設備工事及び建築工事はそれぞれの工事仕様書を適用する。

2. 特記仕様

章は印、項目は番号に印、特記項目は印をそれぞれつけたものを適用する。

章	項目	特記
①	機材等	○日本工業規格品とし、製造者の選定については監督員の承諾を得ること。
②	機材の品質・性能証明	○設備機材は、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明資料又は、外部機関((社)公共建築協会他)が発行する資料等の写しを監督職員に提出して承諾を受ける。
③	電気工作物の種類	○自家用電気工作物 ○一般用電気工作物
④	電気保安技術者	○自家用電気工作物においては電気主任技術者を現場におくものとする。 ○電気保安技術者は、監督員の指示に従い、電気工作物の保安の業務を行う。
⑤	電気工事士	○契約電力500kW以上の電気工作物においても、第一種電気工事士により施工する。
⑥	工事に用いる電力・水	○本工事に必要な工費用電力、水等の使用料金は本工事に含む。(本受電の基本料金も引渡しまで本工事に含む)
⑦	工事に用いる仮設物	○構内に造ることができない ○全て請負者の負担とする。
⑧	官公署への届出等	○本工事に必要な官庁署その他関係機関への諸手続等に要する費用は請負者の負担とする。 ○詳細については、諸官庁等と打ち合わせること。
⑨	工事写真等	○国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「工事写真の撮り方 建築設備編(営繕工事写真撮影要領(平成24年版)・同解説)」による。 ○工程写真 (Lサイズ) 製本 1部 (部) ○完成写真 (Lサイズ) 製本 2部 (部) ○完成図書等を作成する。
⑩	完成図書等	○完成図書 正・副 各1部 (部) ○完成図書の原因サイズ及び仕様 ○現場説明書による
⑪	施工計画書	○機器及び材料の選定は、メーカーリストを作成し、監督員の承諾を受ける。 ○実施工程表を作成し、監督員の承諾を受ける。 ○本設計図の器具配置及び、取付位置は位置関係を示すものであり、正確な位置は施工図により協議決定する。 ○製作図、施工図、見本等は、速やかに監督員に提出し承諾を受ける。 ○図面及び仕様書に明記のない場合は、疑いを生じた場合は、速やかに監督員と協議する。 ○現場の収まり、取り合いなどの関係で寸法、位置又は、工法を多少変更するなどの軽微な変更については、監督員の指示によって行うものとし、請負金額の増減は行わない。
⑫	疑義	○本工事に伴う既設の破損箇所等は従来にならない復旧する。
⑬	軽微な変更	○既存コンクリート床、壁などの貫通部の穴明けは原則として、ダイヤモンドカッターによる。 ○壁付け器具、床置き機器、天井付け機器の撤去後の取付けボルト孔、壁面、天井面の变色等は補修を行う。
⑭	原形復旧	○工事区分表による。 ○引渡しを要するもの () 。 ○PCB機器については監督員に「PCB使用電気機器管理台帳」を提出し処理について指示を受ける。 ○再生資源化を図るもの () 。蛍光灯 ○ 白熱灯 ○ 小型二次電池 ()
⑮	撤去後の補修	○取外し再用機器は、原則として清掃、点検、絶縁抵抗測定を行った後、取り付ける。ただし、絶縁劣化等使用に耐えない場合は監督員に報告する。
⑯	他工事との取合い	○構内指示場所に敷きならし ○ 構内指示場所にたい構 構外搬出適切処理
⑰	発生材の処理	
⑱	再利用機器	
⑳	残土処理	

㉑	配管・配線等	
㉒	支持金物その他配線プレート等	
㉓	防火・耐熱性等	
㉔	断熱結露防止	
㉕	身体障害者のための国際シンボルマーク	
㉖	耐震施工	
㉗	施工調査	

○ 動力設備

1	設備概要	
2	機器への接続	
3	電動機等の接地	
4	電動機等の効率の改善	
5	保護継電器	
6	その他	

○ 電灯設備

1	受雷部	
2	避雷体	
3	接地極	
4	その他	

○ 受変電設備

1	盤形式	
2	変圧器の種類	
3	基礎	
4	配線ビット及び蓋	
5	接地工事	
6	消火器	
7	機器詳細	

○ 電力貯蔵設備

1	形	
2	蓄電池	
3	基礎	
4	消火器	
5	機器詳細	

○分電盤、制御盤以降及び各通信機器間(幹線部分は除く)の配管、配線でその経路、サイズ本数は設備機能を優先し、図面表示と多少相違してもよい。

○露出配管は調査ポイント2回塗り(・屋外(外面被覆鋼管を除く)・屋内(図面に特記する))

○長さ1m以上の入線しない管路には、1.2mm以上の被覆鉄線を入線する。

○耐火・耐熱電線はJCM A適合品とする。

○屋外の支持金物、ボルト及びナットなどは溶融亜鉛メッキ仕上げ又はステンレス製とする。

○特記あるもの及び特殊なものを除いて(・新金属 ・ステンレス ・樹脂)とする。

○カバープレート等の刻印は原則として別表による。

○雨線外で使用する機器等は全て防水型とする。

○海岸線4km以内の屋外機材はすべて耐塩型とする。

○外壁等の打ち込みの箇所に取付ける位置ボックス等で結露の恐れがある場合、保温、結露防止処理を行う。

○合成樹脂製とし、寸法t5×150×150で白地に青とする。

設備機器の固定は、次に示す事項を除き、すべて「建築設備耐震設計・施工指針2014年版」による。

1) 設計用水平地震力

機器の重量[kg]に、設計用水平震度を乗じたものとする。なお、特記無き場合、設計用水平震度は次による。

設置場所	機器種別	・特定の施設		・一般の施設	
		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階の 屋上及び塔屋	機器	2.0	1.5	1.5	1.0
	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5
中間階	機器	1.5	1.0	1.0	0.6
	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0
地下・1階	機器	1.5	1.0	1.0	0.6
	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6

(注) 上層階の定義は次による。
2-6階建の場合は最上階、7-9階建の場合は上層2階、10-12階建の場合は上層3階、13階建以上の場合は上層4階
中間階とは地階、1階を除く各階で上層階に該当しないもの。
重要機器は次のものを示す。
・配電盤 ・発電装置(防災用) ・直流電源装置 ・交流無停電電源装置
・交換機 ・自動火災報知受信機 ・中央監視装置

2) 設計用鉛直地震力

設計用水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。

○改修標準仕様書によるほか、下記による。

事前調査(・本工事 ・別途工事)

調査項目(・工事内容)

調査範囲(・図示 ・工事範囲)

調査方法(・図示 ・目視 ・既存図)

・非破壊検査による埋設物の調査をする。
なお、範囲は監督職員の指示によるものとし、費用は別途とする。
・はつり工事は、事前に走査式埋設物調査を行い、監督職員に報告を行うこと。

○ 給排水 ・消火 ・換気 ・空気調和 ・排煙 ・昇降機

・本工事制御盤より別途電動機等への接続は本工事とする。

・専用線接地 ・金属管接地(7.5kw以下)

()

・本工事に含む制御盤には各負荷毎に効率改善コンデンサーを取り付ける。

・過負荷、欠相、逆相継電器は熱動型とする。

・赤指針付電流計(定格電流指示)

○コードペンダント以外は放電器具及び水気のある場所の白熱灯器具は接地する。なお金属管配管の場合は、配管を利用してよい。(乾燥した場所のコンパクト形器具(27W以下)を除く)

なお、接地線は次による。

ケーブル配線の場合は1.6mmの絶縁電線(緑色)を添える。ただし、電灯配線と同一太さのケーブルの1芯(緑色)を使用してもよい。

・特記によるもの以外は大型適用型とする。

・電源の種類により色を区別する。

・埋込型分電盤からの立上り予備配管は予備の配線用遮断器数に応じて次のように設ける。
スラブ天井の場合は、天井又は梁下200mmまで立上げ、アウトレットボックスを取り付ける。
二重天井の場合は、天井内まで立上げ、アウトレットボックスを取り付ける。
・配管は、予備の配線遮断器が4個以下の場合は(22)×1、5個以上の場合は(22)×2とする。

○ 突針 ・棟上導体 ・金属製手摺等

・銅より線(sq) ・建築構造体利用

・単独(鋼板埋設) ・建築構造体利用

○ 開放型 ・閉鎖型 ・壁面型 ・特記

・中通路

・屋外型 ・屋内型 ・特記

・油入 ・乾式 ・モールド(・F種 ・B種)

・本工事 ・別途

・本工事 ・別途

・A種 ・B種 ・C種共同 ・A種 ・C種共同 ・B種単独 ・()

・各種単独 ・遮断器単独 ・()

・ABC10型 ・収納箱共 ・別途 ・()

・別図による。

○ 屋内キュービクル形 ・開放形

・据置鉛蓄電池(・ペント式 ・制御弁式 ・()) ・ニッケル・カドミウムアルカリ蓄電池

・減圧警報装置 ・温度警報装置

・本工事 ・別途

・ABC10型 ・収納箱共 ・別途 ・()

・別図による。

○ 発電設備

1	発電機	
2	原動機	
3	ラジエーター	
4	燃料槽	
5	基礎	
6	配線ビット及び蓋	
7	機器吊上用フック	
8	消火器	
9	機器詳細	

○ 構内交換設備

1	交換機の種類	
2	回線数	
3	電話機の種類	
4	配線	
5	機器詳細	

○ 拡声設備

1	増幅機の種類	
2	機器詳細	

○ 情報表示設備

1	出退表示装置	
2	時刻表示装置	
3	その他	

○ 通話方式

1	通話方式	
2	形	
3	その他	

○ 受信設備

1	受信方式	
2	支持ポール	
3	電界強度測定	
4	機器詳細	

○ テレビ除電波設備

1	受信方式	
2	電波障害調査	
3	機器詳細	

○ 自動火災報知設備

1	自動火災報知装置	
2	住戸用自動火災報知装置	
3	非常警報装置	
4	その他	

○ 自動閉鎖装置

1	自動閉鎖装置	
2	その他	

○ ガス漏れ警報設備

1	ガス漏れ火災警報装置	
2	その他	

○ 昇降機

1	昇降方式	
2	用途	
3	高調波対策	
4	機器詳細	

○ 構内配電線路

1	地中線式の余長	
2	地中線埋設表示柱機材	
3	外灯	
4	その他	

○ 構内通信線路

1	地中線式の余長	
2	地中線埋設表示	
3	その他	

年度	設計年月	工事名	図面名称	建築士法第20条第1項に基づく表示
			特記仕様書(1)	

大分県土木建築部施設整備課

No. _____

1 機器の標準取付高さは、図面に特記がない場合は、下表による。

測点	取付高 (mm)	測点	取付高 (mm)		
				測点	取付高 (mm)
取引用計器	地上-窓中心	1,800-2,000	壁掛形時計	床上-中心	1,500(上端1,900以下)
引込開閉器	床上-中心	1,800-2,200	子時計	"	"
分電盤	床上-中心	1,500(上端1,900以下)	時報子時計	"	2,300
住戸用分電盤	床上-下端	2,000	壁掛形スピーカ	床上-中心	(天井高)×0.8-0.9
スイッチ	床上-中心	1,300	壁付アッテネーター	"	1,300
スイッチ(住宅)	"	1,200	表示盤	床上-中心	(天井高)×0.8-0.9
スイッチ(多機能化)	"	1,100	壁付発信器	"	1,300
壁付コンセント(一般)	"	300	ベル・アラーム	"	2,300
壁付コンセント(和室)	"	200	壁付押ボタン(一般)	"	1,300
壁付コンセント(台上)	台上-中心	200	ビデオ観機	床上-中心	1,300
壁付コンセント(土間)	床上-中心	800-1,300	ビデオ観機(住宅)	"	1,200
壁付コンセント(車椅子用)	"	900	壁付押ボタン(多機能化)	"	900
ブラケット(一般)	"	2,100-2,300	壁付復帰ボタン(多機能化)	"	1,500
ブラケット(踊場)	"	2,000-2,500	壁付復帰ボタン(住宅)	"	1,200
ブラケット(鏡上)	鏡上端-中心	150	壁付表示灯(多機能化)	"	2,300
壁掛形制御盤	床上-中心	1,500(上端1,900以下)	壁付押しボタン(一般)	"	300
開閉器箱	"	1,500	壁付押しボタン(和室)	"	200
操作スイッチ	"	1,300	テレビ端子(一般)	床上-中心	300
警報盤	"	1,800	テレビ端子(和室)	"	200
端子盤(室内)	床上-下端	300	機器収納箱	天井下-上端	200
集合保安器箱	天井下-上端	200	受信機・副受信機	床上-操作部	800-1,500
壁付押しボタン(一般)	床上-中心	300	機器収納箱	"	800-1,500
壁付押しボタン(和室)	"	200	発信機	床上-中心	800-1,500
壁付電話機(一般)	"	1,300	ベル	"	2,300
壁付電話機(住宅)	"	1,200	表示灯	"	2,100
			液化石油ガス用検知器	床上-上端	300

(注) (天井高)×0.8-0.9は天井高が2,500-3,000mmの場合に適用する。
上記取り付け高さにおいて機器の使用に支障が生じる場合は、監督職員と協議する。

2 施工図等の取扱い
施工図等の著作権に係わる当該建物に限る使用権は、発注者に移譲するものとする。

3 プレート類の刻印

黒文字	電 灯	放 送	T	V
	動力	表示	火	報
電 話	L A N	防	犯	
時 計	インターホン	電	極	
防 火 戸	警 報	ガ	ス 警 報	

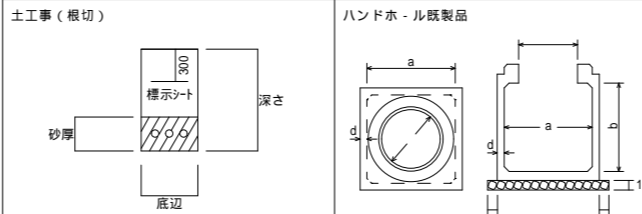
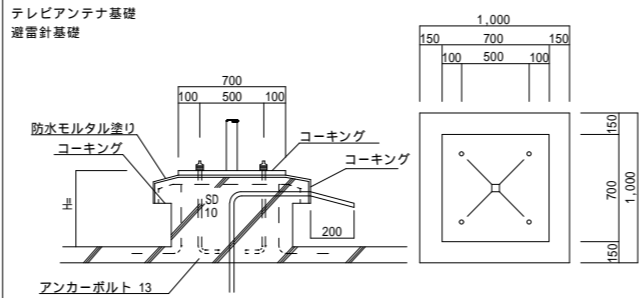
(大きさは7mmとする)

4 接地極
接地極の材料は、下表による。(EBは、D=14、W=40、L=1,500)
(測定用EBは、D=10、W=30、L=1,500)

接地の種類	記号	接地極
共同	E _{A+B+D}	EP-0.9 1枚以上
A種(第1種)	E _A	EB 2本以上
B種(第2種)	E _B	6本以上
D種(第3種)	E _D	2本以上
C種(特別第3種)(10以下)	E _C	1本以上
C種(特別第3種)(10以下)	E _C	6本以上
構内交換機用		EP-0.9 1枚以上
直流電源装置(隠極)	E _L	EB 2本以上
保安用(10以下)	E _{A1}	6本以上
保安用(100以下)	E _{D1}	EB 1本以上
拡声用増幅器(100以下)	E _{DA}	1本以上
電話引込口の保安器用(100W以下)	E _{LA}	EB 1本以上
雷保護設備	E _{LA}	EP-0.6 2枚
高圧避雷器	E _{LW}	EB 6本以上
測定用	E _O	EB 1本以上

5 配線記号等

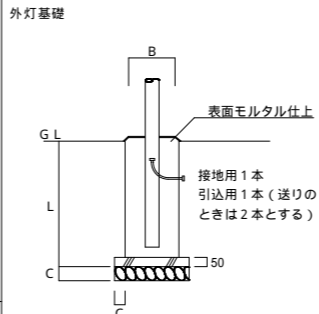
記号	名称	記号	名称
———	天井いんべい・ころがし	———	コンクリート貫通部分
-----	床いんべい配線	(キ19)	既設配管(E19)
-----	露出配線	(室名)	直天井の室を表す
——— (PF16)	空配管(PF16)	———	配線保護部分
——— (PF16)	EM-IE1.6×2 (PF16)	——— F2	EM-EEF1.6-2C 天井内ころがし
——— (PF16)	EM-IE1.6×3 (")	——— F3	EM-EEF1.6-3C " "
——— (PF16)	EM-IE1.6×4 (")	——— F4	EM-EEF1.6-2C×2 " "
——— (PF16)	EM-IE2.0×2E1.6 (")	——— 2F2	EM-EEF2.0-2C " "
——— 2C(PF16)	EM-AE1.2-2C (PF16)	——— 2C	EM-AE1.2-2C 天井内ころがし
——— 3C(PF16)	EM-AE1.2-3C (")	——— 3C	EM-AE1.2-3C " "
——— 4C(PF16)	EM-AE1.2-4C (")	——— 4C	EM-AE1.2-4C " "
——— H2C(PF16)	EM-HP1.2-2C (")		



記号	底辺	深さ	砂厚	備考	寸 法			
					a	b	d	
	300	450	250					
	400	450	250					
	500	450	250					
	800	450	250					
	700	450	250					
	800	450	250					
	300	750	250					
	400	750	250					
	500	750	250					
	600	750	250					
	700	750	250					
	800	750	250					
	300	950	250					
	400	950	250					
	500	950	250					
	600	950	250					
	700	950	250					
	800	950	250					
	300	1050	250					
	400	1050	250					
	500	1050	250					
	600	1050	250					
	700	1050	250					
	800	1050	250					
	300	1350	250					
	400	1350	250					
	500	1350	250					
	600	1350	250					
	700	1350	250					
	800	1350	250					

1 防水型 クサリ付
2 黒マーク及び文字入り
3 中荷重 [R2K] : 破壊荷重 20[kN] 以上 (鋼鉄)
4 重荷重 [R8K] : 破壊荷重 80[kN] 以上 (タダ鉄)

ハンドホールの構造体標準厚さ(d)は参考値とする。ただし、強度計算上必要な強度が確保されていること。



記号	器種	基礎の寸法		
		B	L	C
	T-3.5	400×400	1100	100
	T-4	(500)		
	T-4.5	600×600	1300	100
	T-5	(700)		
	T-5.5			

施工標準図(縮尺なし)

